

令和5年度第5回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和5年11月15日（水）10：00～12：10

2. 場所：議会棟第2会議室①（オンライン併用）

3. 出席委員	岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
	岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
	岐阜大学 教授	三井 栄
	岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
	岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
	岐阜県森林組合連合会 常務理事	神原 和義
	一般財団法人 岐阜県地域女性団体協議会 副会長	河野 美佐子
	岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
	岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	渡邊 健彦
	公募 団体職員	波能 寿子
	公募 無職	藤寄 眞起
	公募 会社員	堀 朱実

※ただし、利害関係者に該当するため篠田委員長は下記5)及び6)の審議に不参加

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に池田委員、井手口委員、三井委員を指名。

5. 議事

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

- 1) 道路改築事業（地域高規格道路補助）「(一) 扶桑各務原線 新愛岐道路」
- 2) 道路改築事業（高規格 IC アクセス道路補助）「(国) 256号 高富バイパス工区」
- 3) 広域河川改修事業「一級河川 長良川」
- 4) 広域河川改修事業「一級河川 津保川」
- 5) 木曾川右岸流域下水道事業「木曾川右岸処理区」
- 6) 流域関連公共下水道事業「木曾川右岸処理区」

(2) 社会資本総合整備計画評価

- 7) 清流を次代へつなぐ川づくりの推進
- 8) 岐阜県における循環のみちの実現

※ただし、上記5)、6)は関連事業であるため、一括で審議

6. 議事要旨

(1) 再評価実施箇所の説明及び審議について

1) 道路改築事業（地域高規格道路補助）〔事業主体 岐阜県〕

「(一) 扶桑各務原線 新愛岐道路」

説明者：道路建設課 青木課長

【審 議】

沢田副委員長	終点がT字路となっているが、続きで直進する道路があるわけではなくて、当初からT字路の計画だったか。
説明者	都市計画には道路計画があり、そこにつながる計画としているが、今回の事業では、芋島鵜沼線の取り付く計画までである。
沢田副委員長	ボトルネックとなる箇所ではないということか。
説明者	ボトルネックとなる箇所ではないと考えている。
井手口委員	愛知県側に向かう交差点について、右折レーンが無いと渋滞の原因とならないか。
説明者	堤防道路から橋への進入については右折レーンを設けている。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

2) 道路改築事業（高規格 IC アクセス道路補助）〔事業主体 岐阜県〕

「(国) 256号 高富バイパス工区」

説明者：道路建設課 青木課長

【審 議】

沢田副委員長	岐阜大学医学部附属病院へのアクセス時間短縮に関する記述について、実際は高富バイパスと東海環状自動車道の両方が完成してこそ時間短縮の効果が得られると考えられるが、高富バイパスさえ完成すれば時間短縮できるような書きぶりであるところが気になるところである。
説明者	東海環状自動車道と提携し効果を発揮するものである。
沢田副委員長	次頁の事業を巡る社会情勢の変化と順序を逆にするなど説明の方法を変えたらどうか。
篠田委員長	説明の中で移動時間が40分から20分に短縮されるとの説明があったが、高富バイパスと東海環状自動車道の両方が完成してのことなので説明を丁寧にしたらよいと考える。
篠田委員長	2年計画が延びたことにより、前回評価より3年で再評価をすることとなった。特殊な事例と考えるが、その点を説明していただきたい。
説明者	前回評価では令和6年度に完成予定であったが、今回の評価で令和13年度の完成に変更をした。その背景であるが、1点目として計画について住民訴訟を受け、裁判となり期間を要した。
篠田委員長	裁判対応で令和6年度完成予定を令和13年度完成に変更したということで

	よいか。
説明者	そうである。
神原委員	岐阜 I C はどのあたりでしょうか。
説明者	大学病院のそばである。
神原委員	東海環状自動車道が開通すると、渋滞解消の効果はあるか。
説明者	旧高富街道は通過交通と生活道路交通が混在している。I C の利用者はバイパスを利用することになるので交通量は分散され、渋滞は緩和される。
篠田委員長	渋滞解消等の効果については、費用対効果分析の走行時間短縮便益、走行経費短縮便益に含まれていると考えて良いか。
説明者	そのとおりである。
篠田委員長	走行時間短縮便益はあまり変化がないが、走行経費減少便益が大きく増加したのはなぜか。
説明者	マニュアルの見直しによるものである。
沢田副委員長	コスト縮減について、盛土の流用で 1700 万円の削減とあるが、全体事業費に対してごくわずかであるが、書くべきか。
説明者	どこまでがコスト縮減としてよいのか迷うところである。設計段階から経済性を考慮しており、それを含めてどこをゼロベースにしたら良いのか悩ましいところである。
沢田副委員長	コスト縮減というよりも、運搬数量の減による環境負荷の減といった方が適切ではないかと思った。
篠田委員長	事業当初よりコスト縮減に取り組んだうえで、さらにコスト削減に取り組んだ結果が 1700 万円ということと思われる。

【審議結果】 事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

3) 広域河川改修事業 [事業主体 岐阜県]

「一級河川 長良川」

説明者：河川課 上谷技術管理監

【審 議】

沢田副委員長	事業進捗の説明で、現時点で流下能力が不足している区間の改修を令和 17 年度までに進めるとあるが、事業が完了すると浸水区域がすべて解消するということがよいか。
説明者	事業は現在、それぞれの区間で進めている。資料にある事業完了時の想定で示した効果が発現される見込み。
沢田副委員長	危険な箇所から改修を実施しているだろうから、徐々に効果が発揮され、最終的には全区域で浸水区域がすべてなくなるということか。
説明者	そのとおり。
神原委員	砂利採取業者による河道掘削について、無償で実施しているのか。

説明者	コスト縮減策は、砂利採取業者が行う場合と、県が実施した掘削工事で採取した土砂の運搬をしてもらう場合がある。どちらでも採取料は必要である。
神原委員	通常の砂利採取について、業者より申請があり実施する場合、砂利業者が購入することがあるのか。
説明者	申請により砂利採取を実施することはある。採取料もいただいている。
篠田委員長	対応方針（案）の地元住民、市等から強い要望があることは当然と考える。事業効果の説明は、計画が1/10や1/20規模であるにもかかわらず、この計画が完了することで、水害がなくなると過剰な期待をする市民も多くいると考えられる。実際には水害をなくすことは難しく、今回の場合は10年や20年に1回程度の雨であれば、耐えることが出来るというもの。最近ハザードマップを市民に配布するなどソフト的な対策が重要視されているが、本事業を行うことでハザードマップがこのように変わるという説明ができたかと考える。もしかすると、ほとんど変わらないかもしれないし、改修をしたことによる安心感で被害が拡大してしまうかもしれない。 事業を実施することは大事であるが、パーフェクトなものではないということを引きちんと伝えなければならないと考える。
説明者	そのとおり。シミュレーションは1/10や1/20の計画規模に対して行っている。ハザードマップ作成はもっと大きな降雨規模で作成するため、その乖離はどうしても生じる。
波能委員	川は大雨が降ると土砂が上流から流れ込んできて、河床が埋まっていくイメージがある。年月が経過することで元に戻ってしまうことは想定しているか。
説明者	土砂が堆積することについては、対応をしていく必要があると考えている。実際に土砂の溜まりやすい所と溜まりにくい所、また深掘れする所がある中で、改修を進めながら解析等を行い、土砂が堆積しないように考えながら進めている。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

4) 広域河川改修事業〔事業主体 岐阜県〕

「一級河川 津保川」

説明者：河川課 上谷技術管理監

【審 議】

波能委員	スライドダウン掘削とはどういう意味か。
説明者	川底の形状は水のながれによりでこぼこが形成されている。この現形状を残しつつ川底を掘り下げることである。
神原委員	事業の進捗状況において、平成元年から令和17年までの47年間事業を実施する計画であるが、順調に進んでいると考えて良いのか。
説明者	平成30年に新たに追加した中流部、上流部については、全川を工事しているわけではないため全体の延長は長いですが、ポイントを絞りながら事業を進めている。

篠田委員長	河川事業は非常に事業期間が長い、どうしてそれ程に長くなるのか理解してもらうには良い機会なので説明いただきたい。
説明者	事業の計画延長が長いこと、また、基本的な整備順序として改修による影響が生じないように下流から改修を進める必要があるため、事業期間が長くなる。
篠田委員長	途中の区間でぼつぼつと事業を行うと別の場所での洪水等の被害を助長することとなる。下流から事業をすることで洪水が流れやすくなる状態を保ちながら事業を進める必要がある。また、工事の実施可能な期間が水位の下がる冬場のみに限られることも要因である。
篠田委員長	川浦川の合流点で津保川の水位が高い状態であると川浦川がバックウォーターにより氾濫することも考えられる。津保川を改修したことで川浦川やその他の支川への効果はどうか。
説明者	支川の改修計画にあたっては本川である津保川の水位を目安として計画している。川浦川の合流部の堤防は津保川と同じ高さのため、バックウォーターの影響はないと考える。

【審議結果】 事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

5) 木曾川右岸流域下水道事業[事業主体 岐阜県]

「木曾川右岸処理区」

6) 流域関連流域下水道事業[事業主体 岐阜市・美濃加茂市・各務原市・可児市・岐南町

笠松町・坂祝町・川辺町・八百津町・御嵩町]

「木曾川右岸処理区」

説明者：下水道課 酒井課長

【審 議】

河野委員	脱炭素社会実現に向けた取り組みとは具体的に何をしているのか。省エネルギー型の機械のことか。
説明者	省エネルギー型の機械もそうであるが、岐阜県全体として、2030年度までに、二酸化炭素の排出量を70%の削減をすとしており、今年度流域下水道事業においても、下水道事業単体の削減計画を策定した。その中には電力量の削減につながる機器の導入、運転方法の見直し、太陽光発電の導入、センター内の照明のLED化などの計画があり、その計画を進めることである。
沢田副委員長	スライドの5枚目で事業の計画が新しくなった。処理区域面積が小さくなった。計画処理人口が減った。汚水量も減少した。しかしながら、対応方針（案）で、流域汚水量が増加していると記載されている。こちらの整合はどのようにとらえたらよいか。
説明者	流入汚水量については、面整備の途上であるため、増加しているということである。

沢田副委員長	事業概要の表と対応方針（案）を見ると、ちぐはぐな部分があるため、説明の追加が必要と考える。
事務局	資料の対応方針（案）に注意書きの形で説明を付け加えることでどうか。
沢田副委員長	了解した。
沢田副委員長	全体的に汚水量、計画人口が減っているにもかかわらず、費用対効果が上がっているのはなぜか。
説明者	マニュアルの改定によるもの。周辺環境の改善に関して、排水路を整備する延長当たり単価が上がったことが主な要因である。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

ただし、資料を一部修正すること。

(2) 社会資本総合整備計画評価の説明及び審議について

7) 清流を次代へつなぐ川づくりの推進[事業主体 岐阜県]

説明者：河川課 上谷技術管理監

【審 議】

井手口委員	川浦川においてイベントを3回実施したとのことであるが、具体的にどのようなイベントを実施したのか。
説明者	鮎の放流体験、カワゲラウォッチング、富加町民祭りを実施した。
井手口委員	カワゲラウォッチングとはなにか。
説明者	川の中での生き物探しである。この他にも近隣の保育園が遠足に利用している。
神原委員	維持管理は県でおこなっていくのか。
説明者	地元で実施することとしている。
神原委員	富加町にて実施ということか。
説明者	そのとおり。
沢田副委員長	千旦林川のイベントの回数で、計画が0回、目標が0回、実施が0回で達成したと記載するべきなのか。
説明者	千旦林川については、令和9年度の完成を目標に事業を実施している段階で、今回の計画の期間内では完成していないため、目標値を0で設定した。
沢田副委員長	目標値の掲げ方が間違っている気がする。
説明者	国と相談したところ、このような表記になったと認識している。
篠田委員長	表には「0」ではなく「-」が妥当ではないか。
篠田委員長	千旦林川の実施内容が一切資料にないが、どのようなイメージでかわまちづくりを進めようとしているのか。 今回以外に県内でかわまちづくりを実施したことはあったのか、また、今後の計画はあるのか。
説明者	千旦林川は計画されているリニア岐阜県駅の下を流れる予定の川であり、区画

	<p>整理に合わせて河川改修と空間づくりを進めている。将来的に商業施設等を誘致し、川沿いのテラスより川を眺めながら飲食が出来るなどの構想を中津川市が作成しており、その構想を基に河川改修を進めている。(計画図面をスクリーンに映し説明)</p> <p>県内の他事例については、中津川市の事例で6箇所目。下呂市の飛騨川、北方町の糸貫川、大垣市の水門川などで実施している。</p>
井手口委員	評価の仕方について、イベントの回数で評価してよいものか。
説明者	アンケート調査などの手法もある。
井手口委員	誘客数とか定量的なものではなくて、イベントの回数で評価している。参加人数が少ないイベントであっても目標達成となり、評価が難しい。
説明者	次回評価の時には違う手法を含めて考えていきたい。
篠田委員長	重要な指摘だと考えます。これまでおこなわれてきたかわまちづくりでどのような評価をされてきたのかをレビューし、それに基づき改善しながら、次の評価の時に盛り込んでいただきたい。
沢田副委員長	定量評価はもちろんひとつの指標ではあるが、なにがどのように変わったのかを評価できる軸として作り評価したらよいと考える。

【審議結果】 計画策定主体の今後の方針（案）を了承する。

8) 岐阜県における循環のみちの実現[事業主体 岐阜県]

説明者：下水道課 酒井課長

【審 議】

沢田副委員長	まとめで、事業効果は発現できたと考えると記載されているが、まだ継続中の事業であるためそれで終わってよいものか。
説明者	本計画上は、岐阜県汚水処理施設整備構想の見直しをするというもので、見直しすることができた。それに基づいて内容については今後進めていく。
沢田副委員長	見直しをおこなった整備構想に基づいて進めていくという部分が必要ではないかということである。
説明者	追記する。
篠田委員長	<p>今回の計画の評価・審議は調査業務委託の内容が適切であるかというところだけである。そのため、効果が発現できたとする類のものではない。「適切に調査業務を委託し、その結果として見直しの整備構想が作成できた」が記載されるべき内容と考える。</p> <p>さらに、その中身について、特に重要なのがスライド「見直し後の岐阜県汚水処理施設整備構想」に記載されている太字で記載している見直し後についてであるが、根拠となるものと合わせて説明していただきたい。</p> <p>今後の方針（案）を承認してもよいと考えるが、判断する情報が不足している。見直し後の構想に関する根拠資料の追加、まとめ部分の修正のうえ承認するというのでいかかか。</p>

説明者	見直し後の根拠資料の追加、まとめ部分の修正をおこなう。 参考までに、岐阜県の汚水処理人口普及率は令和4年度末時点で94%である。そのうち負担率としては、下水は76%、農業用集落排水は5%、浄化槽は10%であり合計で94%、残りの6%が未普及の状況である。国の言っている概成の95%を令和7年度の目標としている。 また、「脱炭素社会への取組みの促進」については、岐阜県として2030年に70%削減を目指しているため、流域下水道事業についても、脱炭素に向かっていくということを記載しているほか、災害への対応については、近年各地で集中豪雨により、下水処理施設が水につかり機能停止したことがあったことなどを踏まえ、基本施策に位置付けている。
河野委員	下水道整備と浄化槽整備の使い分けはどのように判断しているか。
説明者	下水道と浄化槽の使い分けは、経済比較を行うなどにより、区域の見直しを行うこととしている。なおすでに整備済みの施設についても、山間部などの人口の減少している地域の農業集落排水などは経営的に成り立っていないため、処理施設の統合を進めるほか、何ともならないものについては、農業集落排水を終了して、浄化槽に転換するなどといった考え方もある。
篠田委員長	修正内容の確認方法であるが、委員長がまず確認し、その後、事務局を通じて各委員に確認いただく手順でよいか。
沢田副委員長	資料7ページに事後評価の実施時期の欄があり、令和5年11月15日と記載がある。まだ事業継続中であるがこの記載方法でよいのか。
事務局	審議いただいた日付を記入している。本日を審議日とさせていただき、議事録については、修正箇所が発生した事が確認できるように整理する。差し支えなければ、審議日を記載させていただきたい。
篠田委員長	国への提出書類か。
説明者	そうである。システムで入力している。国に確認する。

【審議結果】計画策定主体の今後の方針（案）を了承する。

ただし、今後の方針（案）については、委員会での審議結果を反映した表現に修正すること。その他、資料の追加・修正を行うこと。

(以上)